

令和3年度 岩手県食品表示ウォッチャー 募集要領

1 趣旨

岩手県食品表示ウォッチャー（以下「表示ウォッチャー」という。）制度は、食品表示の適正化を図ることを目的に、岩手県から委嘱を受けた県民の方々に、日常の買物などの中で食品表示を継続的にモニターしていただくものです。

2 活動内容

表示ウォッチャーの活動内容は、次のとおりです。

(1) 食品の表示状況のモニター及び報告

岩手県内の食品販売店を対象として、食品表示の状況を日常的にモニターしていただき、その状況を定期的（3ヶ月に1回、年4回程度）に県に報告していただきます。

(2) 不適正な食品表示に関する情報提供

不適正な食品表示に関する情報を入手した場合は、速やかに報告していただきます。

(3) 食品表示に関する研修会への参加

表示ウォッチャーとしての資質を高めいただくために研修会を開催しますので、可能な限り参加していただきます。

研修会の開催は、令和3年5月の平日を予定しています。

3 活動期間

委嘱した日から令和4年3月31日まで

4 応募

(1) 応募資格

表示ウォッチャーに応募できる方は、次のいずれにも該当する方です。

ア 令和3年4月1日現在、満18歳以上の方

イ 岩手県内に居住されている方

(2) 委嘱人数

30人を予定しています。

※ 応募者多数の場合は、地域別、性別、年齢別等のバランスを考慮した上で、選考を行いますので、予め御了承願います。

(3) 応募方法

ア 表示ウォッチャーに応募される方は、所定の応募用紙又ははがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、職業、電話番号、FAX番号、応募動機、食品表示ウォッチャーの経験の有無（ある場合は活動年度）を記入の上、郵送、ファックス、Eメールのいずれかでお申し込みください。

イ 応募期間

令和3年2月8日（月）～令和3年3月31日（水）（当日必着）

リ 応募先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県環境生活部県民くらしの安全課 食の安全安心担当

電話 019-629-5270 (直通)

FAX 019-629-5279

e-mail AC0009@pref.iwate.jp

5 遵守事項

表示ウォッチャーとして活動する場合には、次の事項を遵守してください。

なお、遵守事項に反する活動等により食品販売店に損害を与える等の問題が発生した場合には、個人の責任で対応していただくこととなります。

- (1) 表示ウォッチャーは公正中立な立場でモニター活動を行う必要がありますので、その地位を利用して利益や便宜の供与を受けてはいけません。
- (2) 表示ウォッチャーには法律に基づく検査権限等は与えられていませんので、販売店側の同意を得ない店内での写真撮影、伝票の閲覧の要求、常識的な質問の範囲を超えるような事情聴取など、営業妨害、風評被害の発生のおそれがある行動をとることがないように、十分に御留意願います。

6 謝金

表示ウォッチャーには、その活動に応じて、委嘱期間満了後に年額 1,500 円の範囲内で謝金をお支払いします。

なお、謝金には、通信費等の表示ウォッチャーの活動に係る費用を含みます。

7 委嘱の取消し

次のいずれかに該当する場合には、任期途中で委嘱を取り消します。

- (1) 表示ウォッチャーの活動を行わない場合
- (2) 表示ウォッチャー本人から辞任の申し出があった場合
- (3) 4の応募資格に該当しなくなった場合
- (4) 5の遵守事項に違反した場合
- (5) 疾病等により表示ウォッチャーの活動の遂行が困難になった場合
- (6) 犯罪行為等表示ウォッチャーとしてふさわしくないと認められる行為を行ったことが判明した場合

8 その他

- (1) 本事業の実施は、令和3年度当初予算の成立後に正式決定する予定です。
- (2) 応募によりお預かりした個人情報、厳正に管理を行い、表示ウォッチャーの選考及び委嘱のために利用し、それ以外の目的には使用しません。
- (3) 応募に際し必要事項に記載漏れがある場合は、無効とします。